

平成27年4月1日

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴う入札金額の内訳書の取扱いについて

建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）が平成26年6月4日に公布されたことにあわせて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、ダンピング受注の防止等のための措置として、建設業者は、公共工事の入札の際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました（入札契約適正化法第12条）。

つきましては、多摩市が平成27年4月1日以降に発注する予定価格が130万円を超える工事入札案件では、工事費積算内訳書（以下「工事内訳書」といいます。）を入札書とともに提出していただくことが必要となります。提出に関する取扱いについて、下記のとおりといたしますので、お知らせいたします。

記

1 対象工事

平成27年4月1日以降に発注する予定価格が1,300,000円を超える工事入札案件
※再度入札及び単価により契約を行うものを除きます。

2 提出方法

入札時に電子入札サービスの「入札書」画面において、多摩市が指定する様式の工事内訳書を添付してください。添付できるファイルはエクセル、ワード、PDFのみとなります。

3 工事内訳書の取扱い

- (1) 提出された工事内訳書は、書換え、引換え又は撤回は認めません。
- (2) 提出された工事内訳書は、返却しません。
- (3) 提出された工事内訳書は、必要に応じ、外部委員会等に提出する場合があります。

4 入札の無効

- (1) 市指定の書式で提出されていない場合
- (2) 次のいずれかに該当し、未提出又は未提出と同等と認められる場合
 - ア 提出期限までに工事内訳書が提出されない場合
 - イ 他の工事の工事内訳書が提出された場合
 - ウ 工事内訳書として提出された書類が白紙である場合
 - エ 当該工事に対応する工事内訳書が特定できない場合
 - オ 他の入札参加者が作成した工事内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合

カ 総額の記載のみであって、内訳の全部又は一部が記載されていない場合

キ 次のいずれかに該当し、記載事項に誤りがあると認められる場合

- ① 工事名に誤りがある場合（誤字、脱字等の軽微な不備の場合は除く。）
 - ② 提出者名に誤りがある場合（誤字、脱字等の軽微な不備の場合は除く。）
 - ③ 工事内訳書の合計金額が入札金額と合致していない場合
 - ④ 計算が整合していない場合
- 5 電子データの破損等により工事内訳書の内容が確認できない場合（入札者の責めに帰さない場合であって、工事内訳書の再提出の求めに応じない場合を含みます。）
- 6 その他未提出又は不備等がある場合

（問合せ先）

多摩市役所総務部総務契約課契約係

電話：042-338-6808